

多摩国有林の地域別の森林計画書（案）

（多摩森林計画区）

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和18年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

多摩国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、多摩森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

多摩森林計画区の位置図



目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1)	森林の整備及び保全の目標	6
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	7
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	9
2	その他必要な事項	10
第3	森林の整備に関する事項	10
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	10
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
(2)	立木の標準伐期齢	12
(3)	その他必要な事項	12
2	造林に関する事項	13
(1)	人工造林に関する事項	13
(2)	天然更新に関する事項	13
(3)	その他必要な事項	14
3	間伐及び保育に関する事項	15
(1)	間伐の標準的な方法	15
(2)	保育の標準的な方法	16
(3)	その他必要な事項	16
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	17
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
(2)	その他必要な事項	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	19
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	19
(3)	林産物の搬出方法等	20
(4)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	20
(5)	その他必要な事項	20
6	森林施業の合理化に関する事項	21
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	21
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	21

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	21
(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	21
(5) その他必要な事項	21
第4 森林の保全に関する事項	22
1 森林の土地の保全に関する事項	22
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	22
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	22
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	22
(4) その他必要な事項	22
2 保安施設に関する事項	23
(1) 保安林の整備に関する方針	23
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	23
(3) 治山事業の実施に関する方針	23
(4) その他必要な事項	23
3 鳥獣害の防止に関する事項	24
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
(2) その他必要な事項	24
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	25
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	25
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	25
(3) 林野火災の予防の方針	25
(4) その他必要な事項	25
第5 計画量等	26
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	26
2 間伐面積	26
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	26
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	26
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	27
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	27
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	27
(3) 実施すべき治山事業の数量	27
第6 その他必要な事項	28
1 保安林その他制限林の施業方法	28
2 その他必要な事項	29
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	30
別表2 鳥獣害防止森林区域	33
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	33
別表4 指定施業要件における伐採の方法	35
別表5 自然公園区域内における森林の施業	36
別表6 県自然環境保全地域特別地区等の森林の施業	37

附属参考資料

1	森林計画区の概況	43
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	42
(2)	地況	42
(3)	土地利用の現況	43
(4)	産業別生産額	43
(5)	産業別就業者数	44
2	森林の現況	45
(1)	齢級別森林資源表	45
(2)	制限林普通林別森林資源表	50
(3)	市町村別森林資源表	51
(4)	制限林の種類別面積	52
(5)	樹種別材積表	53
(6)	荒廃地等の面積	53
(7)	森林の被害	53
3	林業の動向	54
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	54
(2)	林業事業体等の現況	54
(3)	林業労働力の概況	55
(4)	林業機械化の概況	55
(5)	作業路網等の整備の概況	55
4	前期計画の実行状況	56
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	56
(2)	間伐面積	56
(3)	人工造林及び天然更新別面積	56
(4)	林道の開設及び拡張の数量	56
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	57
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	58
(1)	森林より森林以外への異動	58
(2)	森林以外より森林への異動	58
6	森林資源の推移	59
(1)	分期別伐採立木材積等	59
(2)	分期別期首資源表	60
7	主伐（皆伐）上限量の目安量（年間）	60

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、東京都のうち島嶼部を除く全域であり、利根川広域流域に属している。東は千葉県の千葉北部森林計画区及び東京湾に面し、西は山梨県の山梨東部森林計画区、南は神奈川県神奈川森林計画区、北は埼玉県の埼玉森林計画区にそれぞれ接し、23 特別区 26 市 3 町 1 村を包括している。

当計画区の総面積は、179 千 ha で東京都面積の約 80%を占めている。森林面積は 53 千 ha で、うち国有林は 1 千 ha であり、森林面積の 2 %に当たる。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、北西部に秩父山地に属する雲取山 (2,017m)、白岩山 (1,921m)、西谷山 (1,718m) 等が連なり埼玉県境を成している。

また、西部の奥多摩等の山岳地域が山梨県境となっている。この地域から東に連なる多摩丘陵から、東部には武蔵野台地を経て関東平野へ繋がっている。

中央南部の神奈川県境付近に位置する高尾地域には、景信山 (727m)、小仏峠 (584m)、高尾山 (599m) 等が連なっている。

これらの山系は、地域のシンボルとして美しい山岳景観を呈しているとともに、日本百名山に数えられる名山もあり、登山者や観光客等で賑わっている。

(イ) 水系

当計画区の主な水系は、埼玉県秩父地方を源とし、当計画区の東部を南流する荒川、山梨・埼玉県境に位置する大洞山 (2,069m) を源とし、当計画区の中央部を東流する多摩川の二大河川を始め、西部地域の秋川や高尾地域の浅川等の大小河川が多摩川に合流し東京湾に注いでいる。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区の主な地質は、西部地域のあきる野市五日市から山梨県境の三頭山を結ぶ五日市一川上線と呼ばれる構造線（断層）を境にして、その北側には、秩父帯の中・古生層（中・古生代）と鳥ノ巣層（中生代）が分布し、南側には、小仏層（中生代）が広がっている。これに続く丘陵地は、砂岩、頁岩及びチャートからなる礫層（第三紀）が分布し、多摩丘陵には鶴川砂泥層、稲城砂層などの土層が見られる。

また、武蔵野台地及び関東平野には、関東ローム層（新生代第四紀）が広く分布している。

(イ) 土壌

当計画区の主な土壌は、林木の生育に適した適潤性褐色森林土が最も広く分布し、尾根筋や山腹上部では乾性型が、逆に山腹下部や沢筋では湿性型が発達している。

また、局所的に関東ローム層を母材とする黒色土が見られる。

ウ 気候

当計画区の気候は、太平洋側気候に属し、年平均気温は、平野部で 16.0℃、山間部で 13.3℃となっている。年平均降水量は、約 1,200mm～2,000 mmとなっている。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約 1 千 ha で立木地面積の 82%を占め、樹種別にはスギ 55%、ヒノキ 41%、その他 4%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級(1～20 年生)が 1%、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40 年生)が 11%、Ⅸ齢級以上(41 年生～)が 88%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約 200ha で立木地面積の 18%を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は 14,023 千人で、東京都人口の 99%を占めている。(平成 27 年国勢調査) 当計画区の産業別の就業者割合は、第 1 次産業が 1%、第 2 次産業が 15%、第 3 次産業が 84%となっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積約 179 千 ha のうち、森林が 30%を占め、稲作を中心とした農地が 3%、宅地が 37%、その他が 30%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通は、鉄道については東海道・上越・北陸・東北の各新幹線が東京と地方都市を結んでおり、都内では J R 山手線・中央線等のほか、多くの私鉄線や地下鉄道があり鉄道交通は高度に発達している。

道路については、首都高速・外環道等が整備されており、東名・中央・関越・圏央・東北・常磐の自動車道等の高速道路が各地方に延びており、都内においては一般国道、都道などが縦横に延び整備も進んでいる。

このほかにも、空路、海路についても羽田空港や東京湾が整備されており、首都圏と地方産業とを結ぶ産業の動脈としての機能を果たしている。

エ 地域産業の概況

当計画区における産業は、全体的に金融、サービス業、製造業、卸・小売業を主体としており、第 3 次産業は産業全体の 84%を、第 2 次産業は産業全体の 15%を占めている。

第 1 次産業については産業全体の 1%に満たないが、都市近郊地域、山村地域等において、農畜産物や林産物を生産し首都圏に供給している。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は、区域面積の 30%を占め、所有形態別にみると、国有林が 2%、民有林が 98%

である。森林の主な樹種は、スギ、ヒノキ、モミなどが主体で、西部に位置する多摩地域は古くから「青梅林業地」として集約的な林業が行われてきた地域であり、多摩産材認証制度等の取組により地域材の利用促進に取り組んでいる。

特用林産物については、木炭、薪、くり、生しいたけ等多様な品目の生産が行われている。

当計画区には森林組合が1組合あり、造林・保育・生産・販売等の事業を通じて地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

当計画区内の林業就労者数は、481人程度となっており全産業に対してわずかであるが、森林整備や木材・林産物等の林業生産活動の重要な担い手となっている。

一方、農山村の若年労働力その他産業への流出等による過疎化、高齢化に伴い、林業従事者も年々減少しており、林業・林産業のおかれている環境は厳しいものとなっている。

こうした中で、当計画区には原木流通の拠点として多摩木材センターが稼働しているほか、木質バイオマスエネルギーの利用拡大のため、木質ペレット製造施設の原料や下水汚泥焼却時の補助燃料として未利用材等が活用されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（令和3年度～令和7年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和7年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収林の解約等により次期計画に計画することとしたため計画を下回ることとなった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積：m³ 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実 行 結 果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐 採 量 (間伐面積)	4,000	33,000 (278)	0	3,538 (41)

（2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、分収林の解約等により一部の主伐・更新を今期計画期間（令和8年度～令和18年度）で行うこととしたため、計画を下回ることとなった。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実 行 結 果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新 量	5	—	0.2	—

（3）林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった台風などの集中豪雨等による被災箇所の復旧を優先して実行した結果、計画を下回ることとなった。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実 行 結 果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	—	11	—	3
うち林業専用道	—	—	—	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための本数調整伐については、森林の生育状況を考慮し、実行を見合わせた。
また、保安施設については、緊急性の高い地区を優先的に実行した結果、計画を下回ることとなった。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実 行 結 果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地 区 数	13	—	9	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととし、森林経営管理制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		1, 182. 23	
市町村 別内訳	八 王 子 市	1, 182. 23	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局、関東森林管理局東京事務所及び東京神奈川森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔^{けいはん}林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、放射性物質の影響等にも配慮し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

		単位 面積：ha	
区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林	798.67	798.67
	育 成 複 層 林	129.37	129.37
	天 然 生 林	188.06	188.06
森林蓄積 m^3/ha		362	434

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林は、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

同一空間において複数の樹冠層※²を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

- （3）天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

- 2 現況については、令和7年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。

なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。

- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やコナラ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（伐採後に人工造林により更新する場合は40%以内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹
全域	40	50	35	60	25

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してから概ね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等）の増加に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

エ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した森広混交の育成複層林の整備等を推進する。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件等を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したとき。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査の結果、更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図る。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

なお、樹冠疎密度が10分の8以上の林分を対象とし、間伐率は材積比35%を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の樹冠の密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の伐採率とする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	25	35	(45)	(55)	(65)	○ 風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○間伐率は、材積比20～35%とする。
ヒ ノ キ	30	40	(50)	(60)	(70)	
マツ類	30	40	(50)	(60)	—	

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進する。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△				△		→
ヒノキ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△					△	→

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う。
 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
 (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
 (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
 (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
 5 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

別表1の3のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進 (ア) 地 形 a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域
----------	--

	- e 溪床又は河床勾配の急な地域 - f 掌状型集水区域 (イ) 気 象 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域
② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所 - b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 - c 破砕帯又は断層線上にある箇所 - d 流れ盤となっている箇所 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所 - b 土層内に異常な帯水層がある箇所 - c 石礫地からなっている箇所 - d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所
③ 快適環境形成機能	次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（（エ）については、択伐による複層林施業に限る。） (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林

注：②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林道、林業専用道、森林作業道からなるものとし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や排水施設の適切な設置等を推進する。

既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	11	31
うち林業専用道	－	－

(注) 現状については、令和7年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地(35° ～)	架線系作業システム	5以上	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形等の条件に応じた集材方法及び使用機械を選択するなど、適切なシステムを選択する。

特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を来す場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設は避け、架線によることとするなど十分に配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合は、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(5) その他必要な事項

特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業経営体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として進める間伐等の森林整備に伴い生産される間伐材等については、建築用材をはじめ合板や集成材、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した原木を安定的に供給し得る体制の整備に努める。その一環として、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」など、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携した安定供給システム販売等を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

森 林 の 所 在		面積	留意すべき事項	単位 面積：ha	
市町村	地域（林班）			備 考 (該当する保安林種等)	
八王子市	201、(202)、203～205、(206)、(207)、 208、209、(212)、(213)、214、(215)、 216、(217)、(219～221)、224、(225)、 226～228、(229)、230～235、(236)、 237、238、(239)、(240)、241、(242)、 243、(244～246)、247、(248～252)、 253、254	1,046.13	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	504.16
				土流	311.59
				危険土砂	133.94
				危険山腹	51.55
				土砂特警	391.52
				土砂警	27.45
	計	1,046.13			
総 数		1,046.13			

(注) 1 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。

2 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林	危険山腹	山腹崩壊危険地区	土砂特警	土砂災害特別警戒区域
土 流	土砂流出防備保安林	危険土砂	崩壊土砂流出危険地区	土 砂 警	土 砂 災 害 警 戒 区 域

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切り取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、東京都知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、捕獲を推進するとともに、センサーカメラによる生息状態調査や巡視による現地調査等を実施し、調査の結果、被害の発生が確認された場合には、保護柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努めることとする。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進との連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当計画区の一部に被害の発生が確認されたところであり、今後、被害の拡大が懸念されることから、駆除シートの設置や民有林とも連携して巡視の強化や被害拡大防止対策を講ずることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとする。

また、被害が発生した場合は、関係機関等と連携し、捕獲又は防護柵の設置等の植栽木の保護措置による鳥獣害防止対策を推進することとする。なお、防護柵等の設置に当たっては、設置コストの抑制に努める。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、森林の保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進する。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	65	65	0	3	3	—	62	62	0
うち前半 5 年 分	33	33	0	1	1	—	31	31	0

(注) 総数は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	633
うち前半5年分	309

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	5	—
うち前半5年分	2	—

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面 積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考 (林班)
拡張	総 数			11路線	510		510		
	自動車道 (改良)	林道	八王子市	城山	50		50		208
				小下沢	30		30		213
				板当	100		100		202
				大平	50		50		246
				梅の木平	20		20		252
				滝ノ沢	50		50		205
				高尾	50		50		246

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面 積	うち前半 5 年分	対図 番号	備 考 (林班)
				大垂水	50		50		249
				御霊谷	30		30		209
				日影沢	50		50		227
				蛇滝	30		30		238
			計	11路線	510		510		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保 安 林 の 種 類	面 積	うち前半5 年分	備 考
総 数 (実 面 積)	939.59	939.59	
水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	489.80	489.80	
災 害 防 備 の た め の 保 安 林	295.67	295.67	
保健・風致の保存等のための保安林	709.03	709.03	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、飛砂防備、干害防備の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治 山 事 業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		うち前半 5 年 分		
八王子市	202、203、204、205、206、207、 208、209、212、215、216、251	12	8	溪 間 工 山 腹 工	
合 計		12	8		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域（林班）			
水 か ん	総 数		489.80	別表3、4 のとおり	
	八王子市	201～204、206～209、 212～217、224～231、 252～254	489.80		保健林 298.01 国定特2 0.93 国定特3 79.76 県立特3 26.27 鳥獣特保 80.69 史名天 74.83
土砂流出	総 数		295.67	別表3、4 のとおり	
	八王子市	205、232～233、238、 245～251	295.67		保健林 256.90 国定特1 5.99 国定特2 38.97 国定特3 161.89 県立特3 50.05 鳥獣特保 182.54
保 健 林	総 数		709.03	別表3、4 のとおり	
	八王子市	206～209、212～217、 224～233、235～251	709.03		水かん 298.01 土砂流出 256.90 風致林 121.71 国定特1 127.70 国定特2 42.77 国定特3 248.69 県立特1 22.50 県立特3 67.06 鳥獣特保 394.85 史名天 90.51
風 致 林	総 数		121.71	別表3、4 のとおり	
	八王子市	235～237、239～244	121.71		保健林 121.71 国定特1 121.71 鳥獣特保 121.71
国定特1	総 数		129.94	別表5 のとおり	
	八王子市	235～344	129.94		土砂流出 5.99 保健林 127.70 風致林 121.71 鳥獣特保 129.94
国定特2	総 数		46.14	別表5 のとおり	
	八王子市	225、228～229、 245～248	46.14		水かん 0.93 土砂流出 38.97 保健林 42.77 鳥獣特保 46.14

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国定特 3	総 数		266.63	別表 5 のとおり	
	八王子市	225～233、238、241、 245、247～249	266.63		水かん 79.76 土砂流出 161.89 保健林 248.69 鳥獣特保 241.52
県立特 1	総 数		22.50	別表 5 のとおり	
	八王子市	206～207	22.50		保健林 22.50 史名天 15.68
県立特 3	総 数		82.52	別表 5 のとおり	
	八王子市	206、219、250～251、 253	82.52		水かん 26.27 土砂流出 50.05 保健林 67.06 史名天 0.70
鳥獣特保	総 数		417.60	別表 6 のとおり	
	八王子市	225～233、235～248	417.60		水かん 80.69 土砂流出 182.54 保健林 394.85 風致林 121.71 国定特 1 129.94 国定特 2 46.14 国定特 3 241.52
史名天	総 数		91.97	別表 6 のとおり	
	八王子市	206～209	91.97		水かん 74.83 保健林 90.51 県立特 1 15.68 県立特 3 0.70

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 か ん	水源かん養保安林	国 定 特 3	国定公園第 3 種特別地域
土砂流出	土砂流出防備保安林	県 立 特 1	県立自然公園第 1 種特別地域
保 健 林	保健保安林	県 立 特 3	県立自然公園第 3 種特別地域
風 致 林	風致保安林	鳥 獣 特 保	鳥獣保護区特別保護地区
国定特 1	国定公園第 1 種特別地域	史 名 天	史跡名勝天然記念物
国定特 2	国定公園第 2 種特別地域		

- 2 その他必要な事項
特になし。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		1, 179. 07	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
八 王 子 市	計	1, 179. 07	
	201い1～ほ		
	202い1～ぬ		
	203～209全		
	212い1～ロ2		
	213～214全		
	215い～ほ		
	216全		
	217い～り		
	218い～ち		
	219～221全		
	224全		
	225い1～に		
	226～228全		
	229い～に		
	230～235全		
	236い		
	237～238全		
	239い～ほ		
	240い1～ほ		
	241全		
	242い～は		
	243全		
	244い～は、ロ		
	245い～る		
	246い1～ぬ		
	247全		
	248い1～へ		
	249い1～よ		
	250い1～と		
	251い1～と		
	252い～へ		
	253～254全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		565.09	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
八王子市	計	565.09	
	202い1、い4、い10～い12、に1～ほ 204い2、は～へ 205い1～は、ほ、と 212イ1～ロ2 219い1、は、ほ 220ろ 221と～り 224全 225い1、は、に 227い1、い3～い5、は 228い、ろ1、ろ3～は 229い、ろ3、ろ5、は、に 230ろ 231い、ろ1、ろ4～ろ6 232～233全 235い 236い 237～238全 239い～ほ 240い1～ほ 241ろ 242い～は 243い、ほ、へ 244い～は、ロ 245い～る 246い1～ぬ 247全 248い1～へ 249い1～よ 250い1～と 251い1～と		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
	252い、は～ほ 253い1～い3、イ 254い、ろ、ほ、へ		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		975.16	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
八王子市	計	975.16	
	201い1～ほ 202い1、い2、い4～い12、は～ぬ 206い1、い2、ろ～か 207～209全 212は～ロ2 213い～は 214全 215い～ほ 216全 217い～り 218い～ち 219～221全 224全 225い1～に 226～228全 229い～に 230～233全 235全 236い 237～238全 239い～ほ 240い1～ほ 241い、ろ 242い～は 243全 244い～は、ロ 245い～る 246い1～ぬ 247全 248い1～へ 249い1～よ 250い1～と 251い1～と 252い～ほ 253い1～ぬ、わ～イ 254い～は、ほ～と		

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				1,182.23
市町 村別 内訳	八 王 子 市	ニホンジカ	201～209、212～254	1,182.23

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	（1）主伐に係るもの イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 （2）間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	（1）主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期

事 項	基 準
3 植 栽	齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。 (1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表 4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。

別表5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表 6 鳥獣保護区特別保護区等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年 1 月17日付け39林野第1043号）による。
史跡名勝天然記念物 （特別史跡名勝天然 記念物含む）	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）及び同施行令（昭和 50 年政令第 267 号）による。